

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関するQ & A

Q 1 軽度者が初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、貸与（算定）はいつからになるか。

A 1 届出書の受付日より貸与（算定）となる。

Q 2 届出書の提出を忘れた場合、遡及はできるのか。

A 2 不可。あくまで届出書の受付日から貸与開始となる。

Q 3 新規（区分変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したい場合はどうすればよいのか。

A 3 主治医の意見を聴取した上で担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成する。

①暫定ケアプランが要介護2以上の場合

提出の必要なし。

②暫定ケアプランが軽度者に該当する場合

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書に作成した暫定ケアプランと添付書類1（医師の医学的所見）、添付書類2（1、担当者会議録、2、福祉用具サービス計画書（利用者から同意のあるもの））を添付し提出。認定結果が出てからの再提出は不要。

※認定結果が非該当（自立）となった場合は全額自己負担になることを利用者説明すること。

Q 4 認定結果が出る前に暫定ケアプランを要介護2以上で作成し、福祉用具貸与を開始したが認定の結果が軽度者だった場合どのようにすればよいのか。

A 4 認定結果が出た日の翌週末までに軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書を提出。貸与開始日まで遡り貸与可能とする。※期限内に提出がない場合は遡及不可とする。

Q 5 緊急で福祉用具が必要だったため、主治医の意見書等が間に合わなかったが担当者会議を開催した。担当者会議後に主治医意見書等をもったが、それをもとに届出してもよろしいか。

A 5 軽度者に対する例外給付は主治医の意見に基づいて行われるものであるため、主治医の意見を確認する前に行った担当者会議では貸与は認められない。

- Q 6 主治医意見書等が間に合わない場合は遡及できるのか。
- A 6 不可。主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度のため、どのような場合においても主治医の意見がない場合の貸与は認められない。
- Q 7 更新申請中だった利用者の認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、認定開始前に担当者会議が開催できない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より遡って貸与開始として届出をしてもよいか。
- A 7 届出日より前の遡及は不可。暫定プランを作成して対応いただきたい。
- Q 8 利用開始日が休日の場合の届出はどのようにすればよいか。
- A 8 利用開始日前に提出するか、翌開庁日に届出（受付）すれば利用開始日に遡り貸与可能。
あくまでも届出日からの算定となるため、翌開庁日以降の届出であれば届出のあった日から貸与（算定）となる。
- Q 9 軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同程度と見込まれる場合いつ頃届出すればよいか。
- A 9 認定有効期間の開始1カ月前から受付。
更新後の認定期間が始まる前に必要書類を整えて届出をすること。
- Q 10 継続の場合認定結果が出てから、届出書を提出してもよろしいか。
- A 10 継続であっても、認定結果が出る前に認定有効期限を迎える場合は、期限を迎える前に提出が必要。
- Q 11 法令により届出が必要なものに該当しないが届出は必要か。
- A 11 介護度が変わらず、該当事項のみ変更になり、届出が必要になっていたが、提出がされていない事例があった。必要な届出を失念した場合、届出日を遡っての給付ができないので、自費請求の防止のため、市で介護度が低い方の貸与を把握するため、要介護1以下の方には、軽度者と同様に届出書の提出をお願いしたい。